

GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト事業 プロモーション業務委託仕様書

1 業務委託名

GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト事業プロモーション業務委託

2 委託業務の目的

EU圏内における流通・消費のハブであり、周辺国への展開も期待できるドイツにおいて、現地ニーズに応じたメニュー開発や産地情報の発信などの県産品の横断的なプロモーションを実施し、県産品の認知度向上と販路開拓を図る。

3 業務委託の内容

(1) レストラン関係者向け県産品プロモーションの実施

- ① 対象者：レストランシェフ・バイヤーなどの関係者等
- ② 開催場所：ベルリン、ハンブルクなど（うち1都市）
- ③ 実施内容：
 - ・ ブリ、鹿児島和牛、さつまいも、お茶等の県産品を活用したメニュー開発及び試食等を通じた試食会の実施
 - ・ 本格焼酎などの試飲
 - ・ 鹿児島県の食・観光などの情報発信
 - ・ 参加者からの商材に関するヒアリングの実施
 - ・ 参加者による県産食材の活用に向けたサポート

(2) 輸出支援プラットフォームとの連携

EUの輸出支援プラットフォームと連携し、ブリ、鹿児島和牛、さつまいも、お茶等の県産品の現地PRを強化する。

4 履行期限

令和9年2月5日(金)

5 成果物の提出

事業内容の実施概要及び成果がわかる事業報告書を作成し、事業終了後、すみやかにデータにて提出すること。

6 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解した上で実施すること。
- (2) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、委託者と受託者が協議のうえ、決定すること。
- (3) 受託者は、本業務により作成した成果物（報告書、写真、動画、デザインデータ、原稿、各種資料等を含む。以下同じ。）について、県が無償で利用（複製、公衆送信、展示、上映、頒布、翻案、編集、改変、二次利用等）することを承諾するものとする。

成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は県に帰属する。

受託者は、県及び県が指定する者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

成果物に第三者の著作権、肖像権その他の権利が含まれる場合は、受託者の責任及び負担において必要な許諾を得るものとする。

- (4) 受託者は、本業務の遂行により知り得た秘密を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりしてはならない。また、個人情報を取り扱う場合は、関係法令及び県の指示に従い適切に管理し、本業務の目的以外に利用してはならない。
- (5) 受託者が本業務によって委託者または第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任に任ずること。
- (6) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、書面により県の承諾を得たときは、この限りでない。

7 問い合わせ先

鹿児島県商工労働水産部

水産振興課水産流通対策係

担当：島（しま）

E-mail : suiryu@pref.kagoshima.lg.jp